

🔊 講義を聴いて、または資料を読み、選択肢に○をつけて設問に答えてください 🔊

(1) 「身体拘束廃止の意義」について、誤っているものを選んでください。

- ア. 身体拘束の廃止については、障害のある方を尊厳の侵害から守るという目的がある。
- イ. 身体拘束の弊害として「精神的な弊害」よりも、「身体的な弊害」が大きい。
- ウ. 「精神的な弊害」とは、障害のある方の不安やあきらめ、怒り、屈辱、苦痛を意味する。
- エ. 身体拘束を行うことで、職員が自らの支援に自信が持てなくなり、モチベーションの低下につながる。

(2) 「正当な理由のない身体拘束」の内容について、正しいものを選んでください。

- ア. 職員が自分の身体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- イ. 自分の意思で開けることのできる居室等に隔離する。
- ウ. 食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる、飲ませる。
- エ. 重度身体障害の方が活動しやすいように車イスのベルトを装着させる。

(3) 「やむを得ず身体拘束を行うときに留意すること」として、誤っているものを選んでください。

- ア. やむを得ず身体拘束を行う要件としての「非代替性」とは、身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことをいう。
- イ. 緊急やむを得ない場合に身体拘束を行う要件としては、「緊急性」「非代替性」「一時性」の3つがすべて満たされていることが必要である。
- ウ. やむを得ず身体拘束を行う手続きとしては、①組織による決定と個別支援計画への記載
②本人・家族への十分な説明 ③行政への相談、報告 ④必要な事項の記録 が挙げられる。
- エ. 要件をすべて満たし、手続きを踏んだとしても、身体拘束は安易に行ってはいけない。

(4) 「身体拘束廃止未実施減算の取扱い」について、誤っているものを選んでください。

ア. 「身体拘束適正化に関する委員会の開催」「身体拘束適正化のための指針の整備」「従業者への身体拘束適正化のための研修実施」の義務化は、令和7年度4月から適用となる。

イ. 個別支援計画には、「身体拘束の様態及び、時間、やむを得ない理由」の記載が必要である。

ウ. ケア記録への身体拘束の記載は、個別支援計画に記載のない緊急やむを得ない身体拘束を行った場合に、状況や対応を記載すれば減算はされない。

エ. 令和6年度報酬改定により、通所系サービスにおいては、虐待防止措置と身体拘束適正化の両方とも、所定単位数の1%が減算されることとなった。

(5) 「令和5年度 報酬改定検証調査 虐待防止対策及び身体拘束廃止の取組実施状況に関する調査」について、誤っているものを選んでください。

ア. 調査対象サービスのなかに、放課後等デイサービスは含まれている。

イ. 「身体拘束適正化のための指針」の作成状況として、約2割の事業所が未作成である。

ウ. 身体拘束適正化に関する研修については、外部研修等に職員を派遣するというやり方も一つである。

エ. 最も身体拘束を受けているのは、強度行動障害の状態にある方や子どもである。

(6) 「小規模事業所の体制整備における取り組みポイント」について、誤っているものを選んでください。

ア. 調査からは、大規模法人よりも、小規模事業所が身体拘束適正化検討委員会が未設置であった。

イ. 身体拘束適正化検討委員会は、虐待防止委員会とは趣旨が異なり、独立している必要がある。

ウ. 定期的な事業所会議に、身体拘束適正化検討委員会を組み合わせることは許されている。

エ. 職員数が少ない事業所は、身体拘束適正化委員会に第三者を入れることも効果的である。